

高速乗合バス規制の見直しと高速ツアーバスから 「新高速バス」への移行促進

- 高速ツアーバスの安全性を確保する観点からは、利用者の契約の相手方が運送事業者として安全確保の責任を負うことが望ましい。他方、高速ツアーバス事業者を高速乗合バス事業者に移行させるには、高速乗合バス規制の緩和が必要。

【必要な規制緩和】

- ① 柔軟な車両調達を可能とするための措置
- ② 柔軟な価格設定を可能とするための措置

- 高速乗合バス規制の見直しと同時に、国は、高速ツアーバス事業者に対して新高速バス事業の許可の取得を求める。
- ターミナル駅周辺の停留所の確保のため、関係者による調整の場を設置。
- 検討会での指摘を踏まえつつ、法改正を含め、道路運送法における高速乗合バス規制のさらなる見直しを検討。

【検討会における指摘】

- ・高速ツアーバスを法令上明確に禁止するべき
- ・高速ツアーバスの一律禁止は業界の活力を奪う可能性がある 等

貸切バス事業の運賃・料金制度のあり方の検討、 法令遵守の徹底、発注者との相互理解の促進

- 貸切バスの運賃・料金制度のあり方を検討。

【具体的な措置】

- ・届出運賃・料金の遵守状況の監督や下限運賃の導入の可能性を含め、実効性ある運賃・料金制度の実現可能性について検討。

- 貸切バス事業の健全な発展のためには、法令遵守の徹底が不可欠。

【具体的な措置】

- ・より効果的な監査や処分のあり方の検討
- ・特に悪質な事案の告発を行うなどの制裁の実効性の向上
- ・貸切バス事業者の法令遵守の徹底に向けた民間団体による取り組みの検討
- ・運行管理者制度・整備管理者制度などの安全規制や新規参入時を含む事前チェック規制の強化のあり方の検討

- 法令遵守に向け、貸切バス事業者と旅行業者等の発注者の相互理解の促進が必要。

【具体的な措置】

- ・発注側からの貸切バス事業者への発注に当たっての禁止行為、留意点等を明記した「貸切バス契約ガイドライン」(仮称)の作成
- ・「貸切バス事業者安全性評価認定制度」(日本バス協会)の普及促進